（一）名鉄観光サービス株式会社（登録研修機関第六号）

一　代表者の氏名の変更

変更前	神應　昭
変更後	日紫喜俊久

二　変更の年月日　平成二十八年三月二十二日

（二）株式会社トップ・スタッフ（登録研修機関第十二号）

一　代表者の氏名の変更

変更前	高柳　直行
変更後	伊藤　浩

二　変更の年月日　平成二十八年四月一日

（三）株式会社読売旅行（登録研修機関第十六号）

一　代表者の氏名の変更

変更前	江﨑　丈
変更後	川島　紳明

二　変更の年月日　平成二十八年六月八日

（四）株式会社ツーリストエキスパーツ（登録研修機関第十四号）

一　代表者の氏名の変更

変更前	倉橋　修藏
変更後	吉岡　敬泰

二　変更の年月日　平成二十八年十月十七日

○観光庁告示第二号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十一第一項の規定により、次の機関を登録研修機関として登録をしたので、同法第十二条の二十八第一号の規定により公示する。

平成二十九年二月六日

観光庁長官　田村明比古

（一）

一　登録年月日　平成二十七年九月十八日

二　登録番号　第四十四号

三　登録研修機関の氏名又は名称　株式会社　エヌワンツアー

四　住所　愛知県名古屋市中区錦三丁目四番十三号

五　研修業務を行う事務所の所在地　東京都中央区京橋一丁目三番二号

六　法人にあってはその代表者の氏名　武藤　泰光

（二）

一　登録年月日　平成二十七年十二月一日

二　登録番号　第四十五号

三　登録研修機関の氏名又は名称　株式会社　大地エージェンシー

四　住所　愛知県名古屋市中区錦二丁目十七番三十号

五　研修業務を行う事務所の所在地　愛知県名古屋市中区錦二丁目十七番三十号

六　法人にあってはその代表者の氏名　鮑尓吉德

（三）

一　登録年月日　平成二十八年一月四日

二　登録番号　第四十六号

三　登録研修機関の氏名又は名称　Ｔｒｕｅ　Ｊａｐａｎ　Ｔｏｕｒ株式会社

四　住所　東京都文京区小石川二丁目五番七号　佐々木ビル

五　研修業務を行う事務所の所在地　東京都文京区小石川二丁目五番七号　佐々木ビル

六　法人にあってはその代表者の氏名　米原　亮

（四）

一　登録年月日　平成二十八年三月三十一日

二　登録番号　第四十七号

三　登録研修機関の氏名又は名称　株式会社ＪＣプラン

四　住所　大阪府大阪市都島区片町一丁目三番十一号　ＪＣ大阪ビル

五　研修業務を行う事務所の所在地　大阪府大阪市都島区片町一丁目三番十一号　ＪＣ大阪ビル

六　法人にあってはその代表者の氏名　野村　艶

（五）

一　登録年月日　平成二十八年五月十三日

二　登録番号　第四十八号

三　登録研修機関の氏名又は名称　グーリィー株式会社

四　住所　東京都台東区東上野三丁目二十一番二号

五　研修業務を行う事務所の所在地　埼玉県本庄市銀座三丁目二番二十号　青木ビル

六　法人にあってはその代表者の氏名　福田　猛

（六）

一　登録年月日　平成二十八年八月三十一日

二　登録番号　第四十九号

三　登録研修機関の氏名又は名称　株式会社ＪＨヒューマンソリューションズ

四　住所　東京都品川区上大崎二丁目二十四番九号

五　研修業務を行う事務所の所在地　東京都品川区上大崎二丁目二十四番九号　アイケイビル

六　法人にあってはその代表者の氏名　橋本　栄

○関東地方整備局告示第四十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年二月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月六日

関東地方整備局長　大西　亘

路線名	供用の区間
百三十八号	山梨県南都留郡山中湖村山中字寺屋敷七七番乙地先から同村山中字築地鼻一一〇番乙地先まで

図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年二月六日

○中部地方整備局告示第十号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十六条の規定に基づき、平成二十八年十二月二十二日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式の認定を更新したので、同法第十九条の規定に基づき公示する。

平成二十九年二月六日

中部地方整備局長　塚原　浩一

認定更新番号表

製造業者名 浄化槽の名称	更新前の認定番号	更新後の認定番号
ＡＧ㈱ 代表取締役　児玉　英機 ガイア　ＮＣＷ－Ａ３型	5－11－Ｈ－018（06Ｋ）－7	5－16Ｋ－Ｈ－009
〃　－Ｂ型	5－11Ｋ－Ｈ－008－1	〃　－1
〃　－Ｃ型	〃　－2	〃　－2
〃　－Ｄ型	〃　－3	〃　－3
〃　－Ｅ型	〃　－4	〃　－4
〃　－Ｆ型	〃　－5	〃　－5
〃　－Ｇ型	〃　－6	〃　－6

○観光庁告示第三号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十九の規定に基づき、株式会社ジェイティービーサポートプラザから研修業務を廃止することについて、次のように届出があったので、同法第十二条の二十八第三号の規定により公示する。

平成二十九年二月六日

観光庁長官　田村明比古

一　休止又は廃止しようとする研修業務の範囲　総合旅程管理研修及び国内旅程管理研修

二　研修業務を休止又は廃止しようとする日　平成二十八年三月三十一日

三　研修業務を休止又は廃止しようとする理由　事業譲渡に伴う事業の廃止のため